

# 今後の主要な検討テーマ

## I. 審議スケジュール

○ 以下の主要な検討項目について検討を進め、法改正が必要な項目については、次期通常国会への法案提出を目指すこととし、本年9月以降、月1～2回をメドに、12月～1月まで議論を行う。

## II. 主要な検討テーマ

※現時点で想定されるものであり、今後変更があり得る。

### ① 地域の医療提供体制のあるべき姿（地域医療構想等）の推進

	現状と課題	現在の検討状況	今後の検討の進め方
医師偏在対策	今後の人口構造の変化や地域の実情に応じた医療提供体制を構築するため、医師の需給の見通しや、その確保策、地域偏在対策等について検討を行う必要がある。	医師の需給推計、医師偏在対策について「医師需給分科会」で議論を行い、本年6月に中間まとめを実施。	「医師需給分科会」において、年末に向けて医師偏在対策の具体的検討を進め、とりまとめ予定。

療養病床の見直し	「介護療養型医療施設」及び「医療療養病床（医療法施行規則上の特例の対象となっているもの）」については、平成29年度末にその設置期限を迎えることになっており、これらの病床の医療・介護ニーズを合わせ持つ方々を、今後、どのように受け止めていくかが課題となっている。	「社会保障審議会 療養病床の在り方等に関する特別部会」において議論中。	「社会保障審議会 療養病床の在り方等に関する特別部会」において、具体的な議論を進め、年内にとりまとめを行う予定。
----------	---	-------------------------------------	--

## ② 医療安全の確保に向けた情報提供のあり方とガバナンス体制の構築

	現状と課題	現在の検討状況	今後の検討の進め方
情報提供のあり方	消費者委員会「美容医療サービスに係るホームページ及び事前説明・同意に関する建議」（平成27年7月7日）において、医療機関の美容医療サービスに係るウェブサイトの適正化等が求められている。	「医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会」において、本年3月から議論を開始。	医療機関のウェブサイト等の取扱いについて、近々にとりまとめを行う予定。

<p>医療安全確保に向けたガバナンス体制の構築</p>	<p>大学附属病院等の医療安全確保に関するタスクフォースの報告(平成27年11月)において、特定機能病院のガバナンス体制や意思決定のあり方について検討することが求められている。</p>	<p>医療安全確保策については、本年2月に「特定機能病院及び地域医療支援病院のあり方に関する検討会」でのとりまとめを医療部会に報告し、6月に省令改正等を実施。ガバナンス体制等については、「大学附属病院等のガバナンスに関する検討会」において本年2月から議論を開始。</p>	<p>特定機能病院のガバナンス体制等について、近々にとりまとめを行う予定。</p>
-----------------------------	--	---	---

### ③ ゲノム医療の推進

	現状と課題	現在の検討状況	今後の検討の進め方
<p>ゲノム医療の実用化推進</p>	<p>遺伝子・ゲノム解析技術の進歩により、遺伝子関連検査による疾病の診断や将来の疾病リスクの予測、薬剤投与量の決定等が実用化されつつある中、その推進に向けて「ゲノム情報を用いた医療等の実用化推進タスクフォース」が設置され、取り組むべき課題について検討を開始。その中で、医療機関、衛生検査所で実施されている遺伝子関連検査の品質・精度の確保についても議論を実施。</p>	<p>ゲノム医療実現推進協議会(内閣官房 健康・医療戦略室取りまとめ)の下に設置された「ゲノム情報を用いた医療等の実用化推進タスクフォース」において、平成27年11月より検討を開始。</p>	<p>「ゲノム情報を用いた医療等の実用化推進タスクフォース」において、本年9月中に取り組むべき方向性等をとりまとめる予定。</p>

#### ④ 持分なし医療法人への移行認定制度

	現状と課題	現在の検討状況	今後の検討の進め方
持分なし医療法人への移行認定制度の延長等	<p>持分なし医療法人への移行認定制度の期限が、平成29年9月30日までとなっているため、更なる移行を促進するため、期限の延長を行う必要がある。</p> <p>また、平成27年度の医療法改正において、医療法人に対し、経営の透明性を確保するための監督機能を強化したところであるが、今般、他の法人等についても、監督機能のあり方について検討を行う。</p>	<p>移行認定制度に係る税制措置の延長について、平成29年度税制改正において要望中。</p> <p>医療機関を開設する者に対する監督のあり方については引き続き検討中。</p>	<p>移行認定制度に係る税制措置の延長について、平成29年度税制改正大綱において、結論が示される見込み。</p> <p>医療機関を開設する者に対する監督のあり方については、今後医療部会においてご議論いただく予定。</p>

等